

厚生委員会資料

(平成24年2月定例会)

< 条例関係 >

議案第55号 (改正) . . . P1 ~ 4

議案第56号 (改正) . . . P5 ~ 9

議案第57号 (改正) . . . P10 ~ 13

議案第58号 (改正) . . . P14 ~ 16

議案第59号 (改正) . . . P17 ~ 19

議案第60号 (制定) . . . P20

議案第61号 (制定) . . . P21

議案第62号 (制定) . . . P22

議案第63号 (制定) . . . P23

議案第64号 (改正) . . . P24 ~ 29

議案第65号 (制定) . . . P30

< 報告関係 >

なし

健康福祉局

趣 旨 書

題 名 和歌山市介護保険条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

平成24年度から平成26年度までの保険料率を改めるための改正

2 改正の概要

(1) 平成24年度から平成26年度までの保険料率を定める。(第9条関係)

(2) 平成24年度から平成26年度までの保険料率の特例の規定を定める。(附則関係)

和歌山市介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(保険料率)</p> <p>第9条 平成24年度から平成26年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「政令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>34,870円</u></p> <p>(2) 政令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>34,870円</u></p> <p>(3) 政令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>52,310円</u></p> <p>(4) 政令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>69,750円</u></p> <p>(5) 次のいずれかに該当する者 <u>83,700円</u></p> <p>ア 略</p> <p>イ 略</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>87,180円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>1,900,000円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 略</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>104,620円</u></p> <p>ア 略</p> <p>イ 略</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>118,570円</u></p> <p>ア 略</p> <p>イ 略</p> <p>(9) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>139,500円</u></p> <p>附 則</p> <p>第1条から第2条の7まで 略</p> <p>(平成24年度から平成26年度までにおける保険料率の特例)</p> <p>第2条の8 政令附則第16条第1項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)及び同条第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までにおける保険料率は、第9条の規定にかかわらず、<u>43,590円</u>とする。</p> <p>2 政令附則第17条第1項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)及び同条第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第9条 平成21年度から平成23年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「政令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>29,680円</u></p> <p>(2) 政令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>29,680円</u></p> <p>(3) 政令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>44,520円</u></p> <p>(4) 政令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>59,370円</u></p> <p>(5) 次のいずれかに該当する者 <u>71,240円</u></p> <p>ア 略</p> <p>イ 略</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>74,210円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>2,000,000円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 略</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>89,050円</u></p> <p>ア 略</p> <p>イ 略</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>100,920円</u></p> <p>ア 略</p> <p>イ 略</p> <p>(9) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>118,740円</u></p> <p>附 則</p> <p>第1条から第2条の7まで 略</p>

を含む。)に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までにおける保険料率は、第9条の規定にかかわらず、62,770円とする。

平成21年度～23年度

対象者(所得段階)		保険料
第1段階	生活保護受給者、または老齢福祉年金受給者で市民税世帯非課税	29,680円
第2段階	市民税世帯非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下	29,680円
第3段階	市民税世帯非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える	44,520円
第4段階	第4段階 軽減措置 課税年金収入と合計所得金額の合計額が80万円以下	53,430円
	本人が市民税非課税(市民税課税者のいる世帯)	59,370円
第5段階	本人が市民税課税で合計所得金額が125万円未満	71,240円
第6段階	本人が市民税課税で合計所得金額125万円以上200万円未満	74,210円
第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額200万円以上300万円未満	89,050円
第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額300万円以上400万円未満	100,920円
第9段階	本人が市民税課税で合計所得金額400万円以上	118,740円

平成24年度～26年度

対象者(所得段階)		保険料	対象者	段階割合
第1段階	生活保護受給者、または老齢福祉年金受給者で市民税世帯非課税	34,870円	4,224人	4.30%
第2段階	市民税世帯非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下	34,870円	22,128人	22.56%
第3段階	第3段階 軽減措置 課税年金収入と合計所得金額の合計額が120万円以下	43,590円	6,682人	6.81%
	市民税世帯非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える	52,310円	7,186人	7.32%
第4段階	第4段階 軽減措置 課税年金収入と合計所得金額の合計額が80万円以下	62,770円	16,245人	16.56%
	本人が市民税非課税(市民税課税者のいる世帯)	69,750円	8,100人	8.26%
第5段階	本人が市民税課税で合計所得金額が125万円未満	83,700円	11,131人	11.35%
第6段階	本人が市民税課税で合計所得金額125万円以上190万円未満	87,180円	11,596人	11.82%
第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額190万円以上300万円未満	104,620円	6,020人	6.13%
第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額300万円以上400万円未満	118,570円	1,723人	1.75%
第9段階	本人が市民税課税で合計所得金額400万円以上	139,500円	3,012人	3.14%
合 計			98,047人	100.00%

趣 旨 書

題名 和歌山市障害者自立支援法に係る地域生活支援事業に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）の一部改正に伴う改正

2 改正の概要

- (1) 成年後見制度利用支援事業の必須事業化（第2条関係）
- (2) 障害福祉サービスに規定される児童デイサービスが削除され、新たに児童福祉法に障害児通所支援として明記（第8条関係）
- (3) 児童福祉法への障害児通所支援創設に伴う、日中一時支援事業（放課後等支援事業）の廃止（第6条関係）
- (4) 費用給付事業における食事提供体制加算の対象となる利用者を規則で定める旨を規定する。（別表第3及び別表第4関係）

和歌山市障害者自立支援法に係る地域生活支援事業に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(事業の内容)</p> <p>第2条 地域生活支援事業の内容は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 相談支援事業</p> <p>(2) <u>成年後見制度利用支援事業</u></p> <p>(3) 手話通訳者及び要約筆記者派遣事業</p> <p>(4) 日常生活用具の給付及び貸与事業</p> <p>(5) 移動支援事業</p> <p>(6) 地域活動支援センター事業</p> <p>(7) 日中一時支援事業</p> <p>(8) 生活支援員派遣事業</p> <p>(事業の利用手続等)</p> <p>第3条 <u>前条第3号から第8号</u>までに掲げる事業を利用しようとする障害者又は障害児の保護者は、規則で定める申請書に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(費用給付事業)</p> <p>第6条 市長は、障害者又は障害児が<u>第2条第5号から第8号</u>までに掲げる事業(以下「費用給付事業」という。)に係るサービスを規則で定める登録事業者から受けたときは、第3条第3項の規定により付した条件の範囲内において、次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)の100分の90に相当する額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨て</p>	<p>(事業の内容)</p> <p>第2条 地域生活支援事業の内容は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 相談支援事業</p> <p>(2) 手話通訳者及び要約筆記者派遣事業</p> <p>(3) 日常生活用具の給付及び貸与事業</p> <p>(4) 移動支援事業</p> <p>(5) 地域活動支援センター事業</p> <p>(6) 日中一時支援事業</p> <p>(7) 生活支援員派遣事業</p> <p>(事業の利用手続等)</p> <p>第3条 <u>前条第2号から第7号</u>までに掲げる事業を利用しようとする障害者又は障害児の保護者は、規則で定める申請書に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(費用給付事業)</p> <p>第6条 市長は、障害者又は障害児が<u>第2条第4号から第7号</u>までに掲げる事業(以下「費用給付事業」という。)に係るサービスを規則で定める登録事業者から受けたときは、第3条第3項の規定により付した条件の範囲内において、次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)の100分の90に相当する額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨て</p>

た額)を障害者又は障害児の保護者に給付するものとする。

- (1) 略
- (2) 略
- (3) 日中一時支援事業 10.18 円に別表第 4 により算定する単位数を乗じて得た額(同表備考 2 及び備考 3 の規定による加算をする場合にあっては、その額に 10 円に当該加算に係る単位数を乗じて得た額を加えた額)

- (4) 生活支援員派遣事業 10.18 円に 225 単位を乗じて得た額
(自己負担の上限)

第 8 条 同一の月における法第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービスを利用した際の利用者負担額と、費用給付事業に係るサービスを利用した際の自己負担額との合算額が、同条第 3 項第 2 号に規定する家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額を超えるときは、当該政令で定める額を当該月の自己負担の上限額とする。この場合において、第 6 条中「100 分の 90」とあるのは、「100 分の 90 を超え 100 分の 100 以下」とする。

2 同一の月における法第 30 条第 1 項第 2 号に規定する基準該当障害福祉サービスを利用した際の利用者負担額と、費用給付事業に係るサービスを利用した際の自己負担額との合算額が、同条第 3 項に規定する家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額を超えるときは、当該政令で定める額を当該月の自己負担の上限額とする。この場合におい

た額)を障害者又は障害児の保護者に給付するものとする。

- (1) 略
- (2) 略
- (3) 日中一時支援事業(放課後等支援事業以外の事業に限る。) 10.18 円に別表第 4 により算定する単位数を乗じて得た額(同表備考 2 及び備考 3 の規定による加算をする場合にあっては、その額に 10 円に当該加算に係る単位数を乗じて得た額を加えた額)

- (4) 日中一時支援事業(放課後等支援事業に限る。) 10 円に 400 単位を乗じて得た額(利用者を事業所からその居宅まで移送した場合にあっては、その額に、1 回につき 10 円に 54 単位を乗じて得た額を加えた額)
- (5) 生活支援員派遣事業 10.18 円に 225 単位を乗じて得た額
(自己負担の上限)

第 8 条 同一の月における法第 28 条第 1 項及び第 2 項に規定する指定障害福祉サービス並びに法第 30 条に規定する基準該当障害福祉サービスを利用した際の利用者負担額と、費用給付事業に係るサービスを利用した際の自己負担額との合算額が、給付を受ける者が該当する障害者自立支援法施行令(平成 18 年政令第 10 号。以下「政令」という。)第 17 条第 1 項各号に掲げる支給決定障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額を超えるときは、当該各号に定める額を当該月の自己負担の上限額とする。この場合において、第 6 条中「100 分の 90」とあるのは、「100 分の 90 を超え 100 分の 100 以下」とする。

ては、前項後段の規定を準用する。

3 同一の月における児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項に規定する指定通所支援を利用した際の利用者負担額と、費用給付事業に係るサービスを利用した際の自己負担額との合算額が、同条第 2 項第 2 号に規定する家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額を超えるときは、当該政令で定める額を当該月の自己負担の上限額とする。この場合においては、第 1 項後段の規定を準用する。

4 同一の月における児童福祉法第 21 条の 5 の 4 第 1 項第 2 号に規定する基準該当通所支援を利用した際の利用者負担額と、費用給付事業に係るサービスを利用した際の自己負担額との合算額が、同条第 2 項に規定する家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額を超えるときは、当該政令で定める額を当該月の自己負担の上限額とする。この場合においては、第 1 項後段の規定を準用する。

別表第 3(第 6 条関係)

地域活動支援センター事業

第 1 ～ 第 2 略

備考

1 ～ 3 略

4 食事提供のための体制を整えているものとして市長に届け出た事業所(第 1 の(1)及び(3)並びに第 2 に係るものに限る。)において、その者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して規則で定める者に対して、食事の提供を行った場合は、1 日につき 42 単位を加算する。

別表第 3(第 6 条関係)

地域活動支援センター事業

第 1 ～ 第 2 略

備考

1 ～ 3 略

4 第 1 の(1)及び(3)並びに第 2 については、食事提供のための体制を整えているものとして市長に届け出た事業所において食事の提供を行った場合は、政令第 17 条第 1 項各号に掲げる者(同項第 1 号に掲げる者にあつては、政令附則第 11 条第 2 項の規定による負担上限月額の特減の対象となる者に限る。別表第 4 備考 2 において同じ。)については、1 日につき 42 単位を加算する。

5 略

6 略

別表第 4(第 6 条関係)

日中一時支援事業

1 ~ 3 略

備考

1 略

2 食事提供のための体制を整えているものとして市長に届け出た事業所において、その者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して規則で定める者に対して、食事提供を行った場合は、1日につき 42 単位を加算する。

3 略

5 略

6 略

別表第 4(第 6 条関係)

日中一時支援事業

1 ~ 3 略

備考

1 略

2 食事提供のための体制を整えているものとして市長に届け出た事業所において食事の提供を行った場合は、政令第 17 条第 1 項各号に掲げる者については、1日につき 42 単位を加算する。

3 略

趣 旨 書

題名 和歌山市児童福祉法に係る費用に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

現在の和歌山市の保育料は国基準の金額と比べた場合、各階層での負担割合が不均衡となっている。

よって、各階層の応能負担の平準化を図るため、市の階層区分及び保育費用額を改正する。また、同表の階層区分の市町村民税の参照年度を当該年度から国と同様に前年度に改める。

2 改正の概要

(1) 階層区分金額、月額金額の改正

(2) 市町村民税の参照年度の改正（別表第5関係）

和歌山市児童福祉法に係る費用に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案

現行

別表第5(第6条関係)

別表第5(第6条関係)

保育費用の表

保育費用の表

階層区分	児童の属する世帯の階層区分		月額	
			3歳未満児の場合	3歳以上児の場合
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0円	0円
B	A階層を除き、前年度分の市町村民税非課税世帯	母子、父子世帯等	0円	0円
		母子、父子世帯等以外の世帯	4,500円	3,000円
C1	A階層及びB階層を除き、前年度分の市町村民税所得割非課税世帯(均等割のみ課税)	母子、父子世帯等	9,600円	7,100円
C2		母子、父子世帯等以外の世帯	10,700円	7,700円
C3		前年度分の市町村民税所得割課税世帯	11,600円	8,900円
C4		母子、父子世帯等以外の世帯	13,600円	10,500円

階層区分	児童の属する世帯の階層区分		月額	
			3歳未満児の場合	3歳以上児の場合
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0円	0円
B	A階層を除き、当該年度分の市町村民税非課税世帯	母子、父子世帯等	0円	0円
		母子、父子世帯等以外の世帯	4,500円	3,000円
C1	A階層及びB階層を除き、前年度分の市町村民税所得割非課税世帯(均等割のみ課税)	母子、父子世帯等	9,600円	7,100円
C2		母子、父子世帯等以外の世帯	10,700円	7,700円
C3		当該年度分の市町村民税所得割課税世帯	11,600円	8,900円
C4		母子、父子世帯等以外の世帯	13,600円	10,500円

D1	A 階層及び B 階層を除き、前年分の所得税の額が次の額である世帯	5,000 円未満	18,000 円	14,300 円
D2		5,000 円以上 9,000 円未満	21,000 円	15,600 円
D3		9,000 円以上 20,000 円未満	24,900 円	18,900 円
D4		20,000 円以上 40,000 円未満	30,000 円	22,100 円
D5		40,000 円以上 60,000 円未満	35,600 円	23,600 円
D6		60,000 円以上 75,000 円未満	40,900 円	24,200 円
D7		75,000 円以上 103,000 円未満	44,500 円	26,100 円
D8		103,000 円以上 413,000 円未満	54,900 円	<u>29,100 円</u>
D9		<u>413,000 円以上</u> <u>734,000 円未満</u>	<u>64,000 円</u>	<u>32,100 円</u>
D10		<u>734,000 円以上</u>	<u>74,000 円</u>	<u>35,100 円</u>

D1	A 階層及び B 階層を除き、前年分の所得税の額が次の額である世帯	5,000 円未満	18,000 円	14,300 円
D2		5,000 円以上 9,000 円未満	21,000 円	15,600 円
D3		9,000 円以上 20,000 円未満	24,900 円	18,900 円
D4		20,000 円以上 40,000 円未満	30,000 円	22,100 円
D5		40,000 円以上 60,000 円未満	35,600 円	23,600 円
D6		60,000 円以上 75,000 円未満	40,900 円	24,200 円
D7		75,000 円以上 103,000 円未満	44,500 円	26,100 円
D8		103,000 円以上 413,000 円未満	54,900 円	<u>27,200 円</u>
D9		<u>413,000 円以上</u>	<u>64,000 円</u>	<u>27,600 円</u>
備考		1～6 略 7 同一世帯から 2 人以上の児童が次に掲げる施設等に入所し、又はサービスを利用している場合における保育所保育に要する保育費用の月額額は、2 人目の児童に係るものにあつてはこの表に定める額の 2 分の 1 に相当する額		

備考

1～6 略

7 同一世帯から2人以上の児童が次に掲げる施設等に入所し、又はサービスを利用している場合における保育所保育に要する保育費用の月額、2人目の児童に係るものにあつてはこの表に定める額の2分の1に相当する額とし、3人目以降の児童に係るものにあつては0円とする。

- (1) 法第7条第1項に規定する保育所又は知的障害児通園施設
- (2) 法第7条第1項に規定する情緒障害児短期治療施設の通所部
- (3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園又は同法第76条第2項に規定する特別支援学校の幼稚部
- (4) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第7条第1項に規定する認定こども園
- (5) 児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)第60条第2項第1号に規定する難聴幼児通園施設
- (6) 法第7条第1項に規定する肢体不自由児施設の通園児童療育部門及び児童福祉施設最低基準第68条第2号に規定する肢体不自由児通園施設
- (7) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第7項に規定する児童デイサービス

8 略

9 前年分の所得税の課税関係が判明するまでの期間にあつては、「前年分の所得税」とあるのは、「前々年分の所得税」と読み替えるものとする。

とし、3人目以降の児童に係るものにあつては0円とする。

- (1) 法第7条第1項に規定する保育所又は知的障害児通園施設
- (2) 法第7条第1項に規定する情緒障害児短期治療施設の通所部
- (3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園又は同法第76条第2項に規定する特別支援学校の幼稚部
- (4) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第6条第2項に規定する認定こども園
- (5) 児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)第60条第2項第1号に規定する難聴幼児通園施設
- (6) 法第7条第1項に規定する肢体不自由児施設の通園児童療育部門及び児童福祉施設最低基準第68条第2号に規定する肢体不自由児通園施設
- (7) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第7項に規定する児童デイサービス

8 略

9 当該年度分の市町村民税又は前年分の所得税の課税関係が判明するまでの期間にあつては、「当該年度分の市町村民税」とあるのは「前年度分の市町村民税」と、「前年分の所得税」とあるのは「前々年分の所得税」と読み替えるものとする。

趣 旨 書

題名 和歌山市立保育所条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

市立直川保育所を廃園し、並びに市立城北保育所及び市立広瀬保育所を公設民営から民設民営に変更することに伴う改正

2 改正の概要

城北保育所、直川保育所、広瀬保育所の項を削る。(別表関係)

和歌山市立保育所条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案			現行		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
名称	位置	入所定員	名称	位置	入所定員
砂山保育所	和歌山市砂山南 2 丁目 1 番 4 号	190 人	砂山保育所	和歌山市砂山南 2 丁目 1 番 4 号	190 人
宮前保育所	和歌山市北中島 1 丁目 2 番 6 号	60 人	宮前保育所	和歌山市北中島 1 丁目 2 番 6 号	60 人
中之島保育所	和歌山市中之島 1496 番地	90 人	中之島保育所	和歌山市中之島 1496 番地	90 人
芦原保育所	和歌山市島崎町 5 丁目 12 番地	90 人	城北保育所	和歌山市小人町 29 番地	120 人
名草保育所	和歌山市紀三井寺 287 番地	100 人	芦原保育所	和歌山市島崎町 5 丁目 12 番地	90 人
楠見保育所	和歌山市楠見中 105 番地	170 人	名草保育所	和歌山市紀三井寺 287 番地	100 人
雑賀保育所	和歌山市西浜 1 丁目 5 番 24 号	60 人	楠見保育所	和歌山市楠見中 105 番地	170 人
新南保育所	和歌山市新生町 2 番 12 号	90 人	雑賀保育所	和歌山市西浜 1 丁目 5 番 24 号	60 人
川永保育所	和歌山市楠本 284 番地の 1	45 人	新南保育所	和歌山市新生町 2 番 12 号	90 人
小倉保育所	和歌山市新庄 56 番地	60 人	直川保育所	和歌山市直川 1183 番地の 1	60 人
西脇保育所	和歌山市西庄 1016 番地	90 人	川永保育所	和歌山市楠本 284 番地の 1	45 人
安原保育所	和歌山市本渡 396 番地の 4	90 人	小倉保育所	和歌山市新庄 56 番地	60 人
四箇郷保育所	和歌山市加納 181 番	60 人	西脇保育所	和歌山市西庄 1016 番	90 人

	地の 5	
宮北保育所	和歌山市黒田 354 番地の 1	60 人
岡崎保育所	和歌山市井辺 134 番地の 2	70 人
河西保育所	和歌山市榎原 26 番地の 2	120 人
宮保育所	和歌山市太田 4 丁目 5 番 20 号	150 人
今福保育所	和歌山市今福 3 丁目 7 番 26 号	40 人
西和佐保育所	和歌山市岩橋 1317 番地の 4	100 人
杭ノ瀬保育所	和歌山市杭ノ瀬 19 番地の 8	100 人
鳴神保育所	和歌山市鳴神 695 番地	100 人
栄谷保育所	和歌山市栄谷 428 番地の 3	120 人

	地	
安原保育所	和歌山市本渡 396 番地の 4	90 人
四箇郷保育所	和歌山市加納 181 番地の 5	60 人
宮北保育所	和歌山市黒田 354 番地の 1	60 人
岡崎保育所	和歌山市井辺 134 番地の 2	70 人
河西保育所	和歌山市榎原 26 番地の 2	120 人
宮保育所	和歌山市太田 4 丁目 5 番 20 号	150 人
今福保育所	和歌山市今福 3 丁目 7 番 26 号	40 人
西和佐保育所	和歌山市岩橋 1317 番地の 4	100 人
杭ノ瀬保育所	和歌山市杭ノ瀬 19 番地の 8	100 人
広瀬保育所	和歌山市片岡町 1 丁目 2 番地	120 人
鳴神保育所	和歌山市鳴神 695 番地	100 人
栄谷保育所	和歌山市栄谷 428 番地の 3	120 人

趣 旨 書

題名 和歌山市夜間・休日応急診療センター条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

指定管理者が主体性をもって積極的な和歌山市夜間・休日応急診療センターの管理及び運営を行うことを目指し、和歌山市夜間・休日応急診療センターに利用料金制を導入し、診療報酬を利用料金として指定管理者の収入とし、診断書及び証明書の交付手数料は和歌山市の歳入とすることに伴う改正。

2 改正の概要

- (1) 証明書の交付手数料として、証明書1通につき300円を新たに設ける。(第4条関係)
- (2) 応急診療センター利用者は、利用に係る料金を指定管理者に支払い、また、その利用料金は、指定管理者の収入とする旨の規定を設ける。(第8条関係)
- (3) 利用料金の額を規定する。(第9条関係)
- (4) 市長が特別の理由があると認める場合は、利用料金を減額し、又は免除することができる旨を規定する。(第10条関係)

和歌山市夜間・休日応急診療センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(手数料)</p> <p>第4条 市長は、<u>応急診療センターにおいて診断書その他の診療に関する証明書の交付を受けようとする者から手数料を徴収する。</u></p> <p>2 手数料の額は、次の各号に掲げる<u>手数料</u>の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 診断書の交付手数料 診断書1通につき1,050円(特殊診断書については、1通につき1,570円)</p> <p>(2) 証明書の交付手数料 証明書1通につき300円</p> <p>3 手数料は、<u>診断書又は証明書の交付の際に徴収する。</u></p> <p>(手数料の減免)</p> <p>第5条 市長は、災害その他特別の理由があると認めるときは、<u>手数料を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>第6条 略</p> <p>第7条 略</p> <p>(利用料金)</p> <p>第8条 <u>応急診療センターを利用する者は、応急診療センターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。</u></p> <p>2 <u>利用料金は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、指定管理者の収入とする。</u></p> <p>第9条 <u>利用料金の額は、健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項(同法第149条において準用する場合を含む。)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第71条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定めるところにより算定した額とする。</u></p> <p>(利用料金の減免)</p>	<p>(使用料等の徴収)</p> <p>第4条 市長は、<u>応急診療センターを利用する者から使用料及び手数料(以下「使用料等」という。)を徴収する。</u></p> <p>2 <u>使用料等の額は、次の各号に掲げる使用料等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>診療に係る使用料 健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項(同法第149条において準用する場合を含む。)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第71条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定めるところにより算定した額</u></p> <p>(2) <u>診断書の交付手数料 診断書1通につき1,050円(特殊診断書については、1通につき1,570円)</u></p> <p>3 <u>使用料等は、診療又は診断書の交付の際に徴収する。</u></p> <p>(使用料等の減免)</p> <p>第5条 市長は、災害その他特別の理由があると認めるときは、<u>使用料等を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>第6条 略</p> <p>第7条 略</p>

第10条 指定管理者は、市長が特別の理由があると認める場合は、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者の指定)

第11条 略

(規則への委任)

第12条 略

附 則

1 略

2 略

(1) 第11条第2項の規定による申請がないことその他の事由により同条第3項の規定による指定管理者の指定をすることができなかったとき。

(指定管理者の指定)

第8条 略

(規則への委任)

第9条 略

附 則

1 略

2 略

(1) 第8条第2項の規定による申請がないことその他の事由により同条第3項の規定による指定管理者の指定をすることができなかったとき。

趣 旨 書

題名 和歌山市クリーニング業法施行条例の制定について

1 制定の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）第32条によりクリーニング業法（昭和25年法律第207号）が改正されたため、条例で衛生上必要な措置を定める。

2 制定の概要

- (1) 趣旨（第1条関係）
- (2) クリーニング所における必要な措置（第2条関係）
- (3) 規則への委任（第3条関係）

趣 旨 書

題名 和歌山市理容師法施行条例の制定について

1 制定の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）第23条により理容師法（昭和22年法律第234号）が改正されたため、条例で衛生上必要な措置を定める。

2 制定の概要

- (1) 趣旨（第1条関係）
- (2) 理容の業を行う場合に講ずべき措置（第2条関係）
- (3) 理容所について講ずべき措置（第3条関係）
- (4) 理容所以外の場所で業を行うことができる場合（第4条関係）
- (5) 規則への委任（第5条関係）

趣 旨 書

題名 和歌山市美容師法施行条例の制定について

1 制定の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）第37条により美容師法（昭和32年法律第163号）が改正されたため、条例で衛生上必要な措置を定める。

2 制定の概要

- (1) 趣旨（第1条関係）
- (2) 美容の業を行う場合に講ずべき措置（第2条関係）
- (3) 美容所について講ずべき措置（第3条関係）
- (4) 美容所以外の場所で業を行うことができる場合（第4条関係）
- (5) 規則への委任（第5条関係）

趣 旨 書

題名 和歌山市興行場法施行条例の制定について

1 制定の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）第25条により興行場法（昭和23年法律第137号）が改正されたため、条例で衛生上必要な措置を定める。

2 制定の概要

- (1) 趣旨（第1条関係）
- (2) 設置場所の基準（第2条関係）
- (3) 構造設備の基準（第3条関係）
- (4) 衛生措置の基準（第4条関係）
- (5) 衛生管理の措置状況等の表示（第5条関係）
- (6) 入場者に対する注意事項等（第6条関係）
- (7) 事故等の対応措置（第7条関係）
- (8) 従業員の管理（第8条関係）
- (9) 従業員の衛生教育（第9条関係）
- (10) 定員の遵守（第10条関係）
- (11) 基準の適用除外（第11条関係）
- (12) 規則への委任（第12条関係）

趣 旨 書

題名 和歌山市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）第26条により旅館業法第3条第1項及び第3項が改正され、並びに第9条の2が削除されたため、条例を改正する。

2 改正の概要

- (1) 季節的状況、地理的状況等により客室の定員の基準により難しい場合において、宿泊者の衛生に支障がないと市長が認めたときは、当該基準によらないことができる旨の規定を置く。（第6条関係）
- (2) 清純な施設環境の保持（第7条関係）、意見を求める者（第8条関係）、衛生措置の基準（第9条関係）及び宿泊の拒否（第10条関係）に関する規定を置く。

和歌山市旅館業法施行条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現行
<p><u>(趣旨)</u> <u>第1条 この条例は、旅館業法(昭和23年法律第138号。以下「法」という。)</u>及び<u>旅館業法施行令(昭和32年政令第152号。以下「政令」という。)</u>の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(ホテル営業の施設の構造設備の基準) <u>第2条 政令第1条第1項第11号の規定によるホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。</u> (1) 洋式建築で、洋式設備を施した客室数が総客室数の2分の1以上あること。 (2) 適当な広さのフロント及びロビーがあること。 (3) <u>椅子、テーブル式の食堂があつて、洋食を提供することができる設備が</u></p>	<p><u>(趣旨)</u> <u>第1条 この条例は、旅館業法(昭和23年法律第138号。以下「法」という。)</u>の施行に関し、<u>旅館業法施行令(昭和32年政令第152号。以下「政令」という。)</u>、<u>旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号。以下「省令」という。)</u>及び<u>旅館業法施行条例(昭和45年和歌山県条例第60号)</u>に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(営業の許可申請の添付書類)</u> <u>第2条 省令第1条第2項に規定する図面は、次のとおりとする。</u> (1) <u>営業施設の配置図(縮尺、方位、敷地の境界線及び営業施設の位置を明示したもの)</u> (2) <u>営業施設の各階の平面図(縮尺、方位、玄関帳場、ロビー、便所、浴室(シャワー室を含む。)、食堂その他施設の位置、階の床面積、客室の間取り、客室の床面積及び客室の和洋の別を明示したもの)</u> 2 <u>法第3条第1項の規定により許可を受けようとする者は、省令に定めるもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。</u> (1) <u>法人の登記事項証明書(申請者が法人の場合に限る。)</u> (2) <u>営業施設の設置場所の周囲150メートルの区域内の見取図(縮尺、方位及び法第3条第3項各号に掲げる施設の敷地を明示したもの)</u> (3) <u>その他市長が必要と認める書類</u> <u>(旅館営業許可書)</u> <u>第3条 市長は、法第3条第1項の規定による許可をしたときは、旅館営業許可書を申請者に交付するものとする。</u> 2 <u>営業の許可を受けた者は、前項の旅館営業許可書を営業施設内の客の見やすい場所に掲示しなければならない。</u> <u>(申請事項変更の届出の添付書類)</u> <u>第4条 旅館業を営む者は、省令第4条の規定により変更の届出をするときは、その変更を明らかにした書類を添付しなければならない。</u> <u>(ホテル営業の施設の構造設備の基準)</u> <u>第5条 政令第1条第1項第11号の規定によるホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。</u> (1) 洋式建築で、洋式設備を施した客室数が総客室数の2分の1以上あること。 (2) 適当な広さのフロント及びロビーがあること。 (3) <u>いす、テーブル式の食堂があつて、洋食を提供することができる設備が</u></p>

あること。

(4) 定員以上の数量の寝具の備えがあること。

(旅館営業の施設の構造設備の基準)

第3条 政令第1条第2項第10号の規定による旅館営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 適当な広さの玄関帳場及び玄関広間があること。
- (2) 各客室の境が壁、ふすま、板戸又はこれらに類するもので区画されていること。
- (3) 定員以上の数量の寝具の備えがあること。

(簡易宿所営業の施設の構造設備の基準)

第4条 政令第1条第3項第7号の規定による簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 1客室の床面積は、7平方メートル以上であること(階層式寝台を設ける場合を除く。)
- (2) 前号の階層式寝台は、幅0.9メートル、長さ1.8メートル以上であること。

(下宿営業の施設の構造設備の基準)

第5条 政令第1条第4項第5号の規定による下宿営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 客室の総面積が20平方メートル以上であること。
- (2) 1客室の床面積が4.9平方メートル以上であること。
- (3) 各客室の境が壁で仕切られていること。
- (4) 自由に出入りができる玄関及び廊下が設けられていること。

(定員等)

第6条 客室の定員の基準は、次の各号に掲げる営業の施設の客室の区分に応じ、宿泊者1人につき当該各号に定める床面積を下回らないこととする。

(1) ホテル営業の施設又は旅館営業の施設 次の客室の区分に応じそれぞれ次に定める床面積

ア 洋式の構造設備による客室 4.5平方メートル

イ 和式の構造設備による客室 3.3平方メートル

(2) 簡易宿所営業の施設の客室 2.4平方メートル

(3) 下宿営業の施設の客室 4.9平方メートル

2 季節的状況、地理的状況等により前項の規定による基準により難い場合において、宿泊者の衛生に支障がないと市長が認めるときは、同項の規定による基準によらないことができる。

3 営業者は、各客室の見やすい場所にその定員を掲示しなければならない。

あること。

(4) 定員以上の数量の寝具の備えがあること。

(旅館営業の施設の構造設備の基準)

第6条 政令第1条第2項第10号の規定による旅館営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 適当な広さの玄関帳場及び玄関広間があること。
- (2) 各客室の境が壁、ふすま、板戸又はこれらに類するもので区画されていること。
- (3) 定員以上の数量の寝具の備えがあること。

(簡易宿所営業の施設の構造設備の基準)

第7条 政令第1条第3項第7号の規定による簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 1客室の床面積は、7平方メートル以上であること(階層式寝台を設ける場合を除く。)
- (2) 前号の階層式寝台は、幅0.9メートル、長さ1.8メートル以上であること。

(下宿営業の施設の構造設備の基準)

第8条 政令第1条第4項第5号の規定による下宿営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 客室の総面積が20平方メートル以上であること。
- (2) 1客室の床面積が4.9平方メートル以上であること。
- (3) 各客室の境が壁で仕切られていること。
- (4) 自由に出入りができる玄関及び廊下が設けられていること。

(定員等)

第9条 客室の定員は、次の基準によるものとする。

(1) ホテル及び旅館営業の洋式の客室にあつては床面積4.5平方メートルにつき1人とし、和式の客室にあつては床面積3.3平方メートルにつき1人とする。

(2) 簡易宿所営業の客室にあつては、床面積2.4平方メートルにつき1人とする。

(3) 下宿営業の客室にあつては、床面積4.9平方メートルにつき1人とする。

2 旅館業を営む者は、各客室の見やすい場所にその定員を掲示しなければならない。

(清純な施設環境の保持)

第7条 法第3条第3項第3号(法第3条の2第2項及び法第3条の3第3項において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める施設は、次のとおりとする。

(1) 国又は地方公共団体が設置する図書館、博物館、公民館及びスポーツ施設

(2) 前号に掲げるもののほか、主として公園その他児童の利用に供される施設で、市長が指定するもの

2 市長は、前項第2号の施設を指定し、又は取り消したときは、その旨を告示しなければならない。

(意見を求める者)

第8条 法第3条第4項(法第3条の2第2項及び法第3条の3第3項において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める者は、次に掲げる施設の区分に従い、それぞれ当該各号に定める者とする。

(1) 国が設置する施設 当該施設の長

(2) 地方公共団体が設置する施設 当該施設を所管する地方公共団体の長又は教育委員会

(衛生措置の基準)

第9条 法第4条第2項に規定する条例で定める衛生に必要な措置の基準は、次のとおりとする。

(1) 営業の施設は、常に清潔にすること。

(2) 営業の施設には防虫及び防その設備をし、ねずみその他の人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある生物の発生及び侵入を防止し、並びに駆除を行うこと。

(3) 便所は、客用と自家用とに区分し、防臭設備をし、かつ、流水式手洗を備えること。

(4) 寝具及び丹前等は常に清潔にすること。

(5) 浴衣、敷布、包布及び枕カバーは清潔なものを宿泊者ごとに取り替えること。ただし、同一の宿泊者が2泊以上宿泊する場合は、必要に応じて交換すること。

2 前項に規定するもののほか、入浴設備の衛生に必要な措置の基準は、次のとおりとする。

(1) 入浴設備において水道法(昭和32年法律第177号)第3条第9項に規定する給水装置により供給される水以外の水を次に掲げる用途に使用する場合にあっては、当該給水装置により供給される水以外の水は、規則で定める基準に適合するよう、その水質を管理すること。

ア 原湯（浴槽内の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。
イ及び第3号において同じ。）

イ 原湯の原料に用いる水

ウ 浴槽水（浴槽内の湯水をいう。以下同じ。）の温度を調整する目的で
浴槽に直接注入される水（浴槽水を再利用するものを除く。）

エ 洗い場に備え付けられた湯栓及びシャワーから供給される温水並び
に水栓及びシャワーから供給されるの水

オ 浴槽水

(2) 浴槽は、毎日（循環式浴槽（循環ろ過器によって浴槽水を浄化すること
ができる機能を有する浴槽をいう。次号において同じ。）にあっては、1
週間に1回以上）完全に換水し、かつ、清掃すること。

(3) 循環式浴槽を設置している場合には、次に掲げる措置を講ずること。

ア 原湯を貯留する貯湯槽（以下アにおいて「貯湯槽」という。）を設置
している場合にあっては、貯湯槽内の原湯の温度を、通常の使用状態に
おいて摂氏60度以上に保ち、かつ、貯湯槽内の原湯の最大使用時にお
いても摂氏55度以上に保つこと。これにより難い場合には、レジオネ
ラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の原湯の消毒を行うこと。

イ 1年に1回以上、浴槽水の水質検査をし、その検査結果を当該検査の
日から3年間保管すること。

ウ 次に掲げるところにより、塩素系薬剤を使用して浴槽水を消毒するこ
と。ただし、塩素系薬剤を使用することができないやむを得ない事由が
ある場合において、他に適切な衛生上の措置をとることができると市長
が認めるときは、当該衛生上の措置によることができる。

(ア) 浴槽水中の遊離残留塩素濃度を1リットルにつき0.2ミリグラム
以上0.4ミリグラム以下に保つこと。これにより難い場合であって
も、1リットルにつき1.0ミリグラムを超えないこと。

(イ) 浴槽水中の遊離残留塩素濃度を毎日測定し、その測定結果を当該測
定の日から3年間保管すること。

（宿泊の拒否）

第10条 法第5条第3号に規定する条例で定める宿泊を拒むことのできる
事由があるときは、次のとおりとする。

(1) 宿泊しようとする者が他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあると認めら
れるとき。

(2) 宿泊しようとする者が明らかに支払能力がないと認められるとき。

(3) 宿泊しようとする者が宿泊者名簿への記入を拒んだとき。

（規則への委任）

（規則への委任）

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第10条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

趣 旨 書

題名 和歌山市公衆浴場法施行条例の制定について

1 制定の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）第27条の規定により公衆浴場法（昭和23年法律第139号）が改正されたため、条例で衛生上必要な措置を定める。

2 制定の概要

- (1) 趣旨（第1条関係）
- (2) 定義（第2条関係）
- (3) 配置の基準（第3条関係）
- (4) 一般公衆浴場の衛生及び風紀に必要な措置の基準（第4条関係）
- (5) サウナ等の衛生及び風紀に必要な措置の基準（第5条関係）
- (6) 個室を設けて入浴させる施設の衛生及び風紀に必要な措置の基準（第6条関係）
- (7) 基準の適用除外（第7条関係）
- (8) 規則への委任（第8条関係）